

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	公 告
○道路の区域変更 (山城北土木事務所) ページ 327	○都市計画法に基づく工事完了 (南丹土木事務所) 327
○道路の供用開始 ( )	

## 告 示

### 京都府告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年8月13日から令和元年8月27日まで縦覧に供する。

令和元年 8月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 八幡城陽線
- 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の員幅	延長	備考
城陽市上津屋境端45の1から 城陽市上津屋境端45の4を経て 城陽市平川浜道裏51の1まで	前	最小 5.2 最大 8.3	57.0	工事に伴う仮設道の設置
城陽市上津屋境端45の1から 城陽市上津屋境端45の4を経て 城陽市平川浜道裏51の1まで	後	最小 5.2 最大 8.3	57.0	
城陽市上津屋境端45の1から 城陽市上津屋境端45の3を経て 城陽市平川浜道裏51の1まで		最小 7.8 最大 8.9	67.1	

- 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

### 京都府告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年8月13日から令和元年8月27日まで縦覧に供する。

令和元年 8月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 道路の種類 府道
- 路線名 八幡城陽線
- 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
城陽市上津屋境端45の1から 城陽市上津屋境端45の3を経て 城陽市平川浜道裏51の1まで	令和元年 8月13日

- 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和元年8月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
南丹市園部町横田六号8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市北区小山下総町54の5  
野崎印刷紙業株式会社